

岡山県西部衛生施設組合 告示 第7号

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき総合評価一般競争入札を実施するため、同施行令第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに岡山県西部衛生施設組合財務規則（昭和58年規則第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月13日

岡山県西部衛生施設組合

管理者 笠岡市長 小林 嘉文

記

1 入札の方法

次の入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及び価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最も評価の高い者を落札者として決定する総合評価一般競争入札により実施する。

2 入札に付する事項

（1）事業名称：広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業

（2）事業方式：本事業は、PFI法第14条第1項に準じ、ごみ焼却で発生する熱を利用した施設（以下「本施設」という。）の管理者等である岡山県西部衛生施設組合（以下「組合」という。）が、事業者と締結する事業契約に従い、事業者が、本施設等の設計及び建設等の業務を行い、組合に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する設計・施工・維持管理・運営業務一括

発注方式（DBO方式）により実施する。

（3）公共施設の種類：温水プール

フィットネスジム（トレーニング室及びスタジオ）

温浴施設

コミュニティ増進機能を向上させるためのスペース

提案施設（事業者の任意提案による施設）

（4）事業実施場所：岡山県浅口郡里庄町大字新庄地内

（5）敷地面積：計画対象① 約 4,500 m²

計画対象② 約 1,300 m²

（6）事業期間：事業契約締結日～令和 28 年（2046 年）3 月 31 日

ア 設計・建設期間：事業契約締結日～令和 8 年（2026 年）11 月 30 日

イ 開業準備期間：事業者提案日～運営開始日前日

ウ 維持管理期間：施設引渡し日～令和 28 年（2046 年）3 月 31 日

エ 運営期間：事業提案による運営開始日～令和 28 年（2046 年）3 月 31 日

3 入札参加資格に関する事項

次の各号に定める条件をすべて満たすもの。

（1）入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、複数の企業（社団・財団法人（注）等を含む。）で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）若しくは協力企業（以下「協力企業」という。）とし、参加表明書において明記すること。なお、協力企業とは、代表企業及び構成企業が業務に当たらない場合に、当該業務を実施させる企業とする。

注：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 50 号）に定める法人。

イ 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、事業者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。

エ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

オ 組合は、岡山県笠岡市、井原市、浅口市、里庄町及び矢掛町（以下「組合市町」という。）内に本店を置く企業が入札参加グループとして本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

（2）各業務を行う者の要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、組合市町の最新の競争入札参加資格者名簿のいずれかに登録されており、かつ各業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。なお、組合市町へ提出された入札参加資格審査申請書は、組合に提出されたものとみなし、組合市町の入札参加資格者名簿を合わせた名簿を組合の名簿とみなしている。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち統括管理、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ次に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

ア 統括管理業務を行う者

統括管理業務を行う者は、次に示す要件を満たさなければならない。

（ア）官民連携事業における統括管理に係る業務実績を有していること。なお、事業契約締結後 3 年以上経過している官民連携事業を実績として認める。

イ 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、次に示す（ア）の要件については、全ての企業が満たし、（イ）の要件は、少なくとも 1 者が満たさなければならない。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること

（イ）平成 19 年 4 月 1 日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25m 以上の屋内温水プール施設又は延床面積 2,000 m²以上のスポーツ施設の実設計業務を完了した実績を有していること。

ウ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、次に示す（ア）～（イ）の要件は、少

なくとも1者が満たさなければならない。

(ア) 入札参加資格者名簿において、登録業種が建築工事（建築一式工事）、かつ経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が1,050点以上、建設業許可区分が特定建設業者であること。

(イ) 平成19年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延床面積2,000㎡以上の官公庁が発注した公共施設等の建築一式工事を元請（共同企業体にあつては代表者に限る。）で施工した実績（建築基準法における新築・改築・増築（増築面積2,000㎡以上とする）を対象とし、竣工したものに限る。）を有していること。

エ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、次に示す（ア）の要件については、全ての企業が満たし、（イ）の要件は、少なくとも1者が満たさなければならない。

(ア) 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成19年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延床面積2,000㎡以上の官公庁が発注したスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。

オ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、次に示す（ア）の要件は、少なくとも1者が満たさなければならない。

(ア) 平成19年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について3年以上の維持管理業務の実績を有していること。

カ 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、次に示す要件を満たさなければならない。なお、運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、次に示す（ア）の要件は、少なくとも1者が満たさなければならない。

(ア) 平成19年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について3年以上の運営業務の実績を有していること。

4 入札参加資格の制限に関する事項

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 組合市町の最新の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者
- (3) 組合市町いずれかの建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者
- (4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く）
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く）
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者
- (8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者
- (9) 国税又は地方税を滞納している者
- (10) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (11) 本組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資

の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ア 株式会社 建設技術研究所
- イ シリウス総合法律事務所
- ウ 株式会社 学校文化施設研究所
- エ 永井公認会計士事務所

- (12) 本事業に係る「岡山県西部衛生施設組合広域連携拠点施設（熱利用施設）事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）の委員，委員が属する法人及び委員と資本金面若しくは人事面において関連がある者
- (13) 落札者の決定に関する公表までの期間に，本事業について事業者選定委員会の委員に対し，本事業について積極的に接触等の働きかけを行った者

5 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は，無効とする。

- (1) 入札参加者の備えるべき参加資格のない者がしたもの
- (2) 入札金額及び入札価格のないもの
- (3) 入札参加者が明瞭でないもの又は入札金額及び入札価格を判読できないもの
- (4) 入札参加者の記名押印がないもの又は住所の記載のないもの
- (5) 入札金額及び入札価格を訂正したもの
- (6) 虚偽の記載があるもの
- (7) 1つの入札について同一の者から2つ以上の入札書類が提出されたもの
- (8) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかったもの
- (9) 公正な価格を害し，又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められるもの
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められるもの
- (11) 入札金額及び入札価格が，9の条件を満たさないもの
- (12) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (13) その他入札に関する条件に違反したもの

6 契約条項等を示す場所等

入札手続に関する担当窓口を次のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り次の窓口とする。

- (1) 場 所：岡山県西部衛生施設組合
〒714-0054 岡山県笠岡市平成町 100 番地
電 話 番 号：0865-66-2620
E - m a i l：seibueisei@city.kasaoka.lg.jp
組合ホームページ：http://seibueisei.or.jp/

(2) 公 表 日：令和5年3月13日（月）

- (3) 公 表 資 料：入札説明書
要求水準書
事業契約書（案）
基本協定書（案）
指定管理に関する年度協定書（案）
落札者決定基準
別紙1 基礎項目審査の評価基準
別紙2 非価格要素審査の評価項目及び配点
様式集1
様式集2
提出書類の作成要領

7 入札日時、場所及びその他手続き

(1) 現地見学会

次のとおり現地見学会を開催する。なお、新型コロナウイルス感染症への対策の観点から、時間を分けて実施することとし、見学時間は1時間以内とする。

ア 開催日時：令和5年3月27日（月）又は28日（火）のいずれも午前10時から午後5時15分までの間で、組合が指定した時間

イ 開催場所：2（4）事業実施場所内

ウ その他：詳細は「入札説明書」のとおり

(2) 資料の閲覧及び貸出し

要求水準書の閲覧資料の閲覧及び貸出しを、次のとおり行う。閲覧又は借受けを希望する者は、事前に6（1）の担当窓口連絡すること。

ア 閲覧期間：令和5年8月18日（金）まで

（閉庁日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

15分まで)

イ 閲覧場所：6（1）の担当窓口

ウ 資料の貸出し：DVD

（3）入札説明書等に関する質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：

（第1回）入札説明書等公表日から令和5年3月31日（金）午後5時15分まで

（第2回）第1回質問の回答の日から令和5年5月19日（金）午後5時15分まで

イ 受付方法：6（1）の担当窓口にてEメールにより提出

ウ その他：詳細は「入札説明書」のとおり

（4）入札説明書等に関する個別対話

第1回は、事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的とし、第2回は事業者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、本施設の整備方針に沿った事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝えることを目的として、組合と事業者との個別対話を実施する。

なお、提案施設の構想がある場合は、本個別対話において、施設配置及び諸室配置のイメージが分かる資料と合わせて組合に提示すること。

ア 開催日時：

（第1回）令和5年4月17日（月）及び18日（火）

（第2回）令和5年7月21日（金）

イ 開催場所：6（1）と同じ

ウ その他：詳細は「入札説明書」のとおり

（5）資格審査申請書の受付

入札参加者は、資格審査申請書を次の期間に提出すること。資格審査申請書の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

なお、資格審査申請書の受付締切日において入札参加者がいない又は1者の場合は、入札を中止する。

ア 受付期間：令和5年6月19日（月）から令和5年6月23日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

イ 提出場所：6（1）の担当窓口

ウ 提出方法：持参すること。

エ その他：詳細は「入札説明書」のとおり

（6）入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、令和5年8月18日（金）までに、6（1）の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとし、入札辞退の撤回はできないものとする。

（7）事業提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

事業提案審査に関する提出書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。

ア 受付期間：令和5年8月28日（月）から令和5年9月1日（金）までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

イ 提出場所：6（1）の担当窓口

ウ 提出方法：持参すること。

エ その他：詳細は「入札説明書」のとおり

（8）提案書に関するヒアリング

入札参加者に対しヒアリングを行う。

ア 開催日：令和5年10月下旬

イ 場所：6（1）と同じ（予定）

ウ その他：詳細は「入札説明書」のとおり

8 落札者の決定方法

組合は、事業者の選定等について審査及び審議するため、学識経験者等で構成する「岡山県西部衛生施設組合広域連携拠点施設（熱利用施設）事業者選定委員会」が、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

ア 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査及び事業提案審査により行う。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定する。

ただし、総合評価点と同点の入札参加者がいる場合は、非価格要素点が最も高い者を最優秀提案者とする。また、非価格要素点も同点の場合は、価格要素点のうち、開業準備、維持管理及び運営業務に係る価格要素点が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、開業準備、維持管理及び運営業務に係る価格要素点も同点の場合は、当該入札参加者にくじを引かせて順位を決定する。くじを引く順番は、入札参加資格審査申込書を提出した順とする。当該入札参加者が不在等の理由により、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係ない組合職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

イ 落札者の決定

組合は、事業提案審査の結果に基づいて選定された最優秀提案者を踏まえ、落札者を決定する。

9 入札比較価格及び予定価格

本事業における入札比較価格及び予定価格は、下表に示すとおりとする。入札金額及び入札価格は下表に示すそれぞれの入札比較価格を超えないこと。また、事業提案審査に関する提出書類「様式K-2 資金収支計画表」組合の支払う対価中、小計（開業準備費・維持管理費・運営費その他費用相当額）に記入の額は、各年度の年額 51,818,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超えないこと。

	入札比較価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」、 「②開業準備業務のサービス対価」、 「③維持管理及び運営業務のサービス対価」からなるサービス対価（総額）	2,570,833,000 円	2,827,916,300 円
事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」	1,561,763,000 円	1,717,939,300 円
事業契約書に定める「②開業準備業務のサービス対価」及び「③維持管理及び運営業務のサービス対価」の合計額（事業期間中の総額）	1,009,070,000 円	1,109,977,000 円

10 開札日時及び場所

開札は、入札参加者の立会の上行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせるものとする。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- (1) 開 札 日 時：令和5年10月下旬（予定）
- (2) 開 札 場 所：6（1）と同じ（予定）
- (3) そ の 他：詳細は「入札説明書」のとおり

11 入札保証金

免除する。

12 契約保証金

事業契約約款（案）第 40 条，第 52 条，及び第 71 条 に基づくものとする。

13 その他の事項

（1）詳細は，「入札説明書」，「要求水準書」及び「落札者決定基準書」のとおりとする。

（2）この告示についての問合せ先は，6（1）の担当窓口とする。